

ヒグマ対策基本方針

南富良野町

令和6年4月

目 次

1	ヒグマの現状について	1
2	南富良野町のヒグマについて		
	(1) ヒグマの被害状況について	1
	(2) ヒグマによる被害状況について	2
	(3) 捕獲数の状況について	3
3	現状のヒグマ対策について		
	(1) 南富良野町鳥獣対策協議会と鳥獣被害対策実施隊について	8
	(2) 各種制度について	9
4	ヒグマ対策の具体的な方針		
	(1) 目的	11
	(2) 南富良野町におけるヒグマ対策について	11
	(3) ソーニング管理について	11
	(4) ヒグマ出没時の対応について	13
	(5) 訓練等の実施について	15
	(6) 備品・消耗品等の整備	15
	(7) ヒグマ駆除特別対策事業	17
	(8) ハンターの育成について	18
	参考資料		
	南富良野町ヒグマ出没時情報聞き取りシート	19

1 ヒグマの現状について

テレビで流れるニュースに、「クマ」という言葉をよく耳にするように、全国的にクマの出没・被害が相次いでいます。

環境省によると、令和6年2月末までのクマによる人身被害の発生件数は191件で、統計のある平成18年度以降最多のペースとなっています。被害にあった方は209人、そのうち4人が死亡しています。

北海道においては、標茶町と厚岸町で放牧中の牛を相次いで襲ったヒグマ「OSO18」のニュースが有名ですが、令和5年5月には、幌加内町朱鞠内湖において釣り人がヒグマに襲われ死亡する事故がありました。また、同年11月には、福島町の大千軒岳で登山中にヒグマに襲われたとみられる死亡事故がありました。

札幌市や旭川市をはじめ、全道各地でクマの出没が増加しています。ヒグマが生活圏に出てくるおそれが高まっている要因の一つとして、令和5年は、ヒグマの主な食料となるドングリやヤマブドウなどの生育状況が悪かったことが挙げられています。

他にも様々な要因があると思われますが、令和5年の北海道におけるヒグマの目撃情報は、9月だけで723件と、去年の同じ時期の3.5倍となっています。人を警戒しないヒグマが増加しているので、今後人身事故が起こらないよう、警戒・対応を進めていくことは急務となっています。

2 南富良野町のヒグマについて

(1) ヒグマの被害状況について

町史によると、ヒグマは、昭和40年代半ばまでは、農作物や家畜の被害が毎年発生していましたが、昭和50年以降、農地牧地からヒグマがほとんど駆逐されたため、その種の被害はほとんど発生しなくなりました。

本町におけるヒグマによる人身事件は、記録として現存する最も古いもので、明治37年7月20日、幾寅土別南2線西45番地で、日中自宅で留守番をしていた11歳の少女がヒグマに襲われ死亡した事件とされています。

また、北海道開拓記念館の資料では、昭和37年から昭和61年までの25年間に本町で発生した人身事件は2件であり、昭和43年6月2日に北落合の清水沢に単身釣りに行って、ヒグマに襲われ死亡した事件と、昭和44年4月20日に金山の山奥で造林作業中にヒグマに襲われ死亡した事件とされています。

近年では、農作物を狙った田畑への出没が多く見られます。鳥獣害による農作物の被害が年々増加していることから、本町の一次産業を守るためには、ヒグマやエゾシカを中心とした有害鳥獣への対策を引き続き進めていく必要があります。

また、近年は毎年のようにかなやま湖畔キャンプ場への出没が見られ、出没の度に、キャンパーの安全確保のため、キャンプ場の閉鎖等の対応を余儀なくされています。令和5年はお盆の時期にヒグマが出没しました。この時期は、キャンプ場に最も多くのキャンパーが集まることから、観光業に大きな影響を及ぼすこととなりました。本町の観光業の中心となっているかなやま湖において、楽しくかつ安全・安心にアウトドア活動ができる環境を作ることは、今後の大きな課題となります。

(2) ヒグマによる被害状況について

① 農作物の被害について

ヒグマの会で発行している「ヒグマ・ノート」によると、ヒグマにとって自然の食べものが少なくなる夏から農作物の被害が起きています。農作物は栄養があっておいしく、たくさんあるうえ、過疎や機械化で広い畑に人の姿が少なくなり、ヒグマにとって畑は以前よりも都合の良い場所になっています。

特にデントコーンは、高さが2mほどあり、用心深いヒグマもかくれて人に気づかれずに食べることができます。ヒグマは、学習能力が高く、農作物の味をおぼえると毎日のように、そして毎年同じ時期にやってきます。

本町においては、ヒグマ、シカ、アライグマ、ウサギ等の鳥獣による農作物の被害は、年々増加しています。その中で、ヒグマに関する農作物の被害は、食害については、スイートコーン、デントコーン、てん菜、人参で、小麦については、踏み倒しによる被害が出ております。

(表1) ヒグマによる農作物の被害

		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
小麦	被害額 (千円)		724	42	69	2,147
	被害面積 (ha)		3.3	1.1	1.67	6.9
てん菜	被害額 (千円)		69	571	2,027	2,454
	被害面積 (ha)		1.1	1	2.66	3.3
スイートコーン	被害額 (千円)		1,032	81	5,094	5,203
	被害面積 (ha)		1	0.1	4	4.9
デントコーン	被害額 (千円)		45	68	68	1,474
	被害面積 (ha)		1	1.5	1.5	3
人参	被害額 (千円)	540	1,142	1,716	13,876	3,166
	被害面積 (ha)	0.525	1.1	2.7	2.67	1.3
合計	被害額 (千円)	540	3,012	2,478	21,134	14,444
	被害面積 (ha)	0.525	7.5	6.4	12.5	19.4

② 観光業の被害について

毎年、かなやま湖畔キャンプ場への出没が見られ、出没の度に、キャンパーの安全確保のため、キャンプ場の閉鎖等の対応を余儀なくされています。令和5年度は8月10日から15日のお盆の時期にヒグマが出没しました。この時期は、キャンプ場に最も多くのキャンパーが集まることから、観光業に大きな影響を及ぼすこととなりました。

今後は、電気牧柵の設置の検討や箱わなの適切な設置等、安全・安心な環境づくりを進めていきます。

(3) 捕獲数の状況について

① 捕獲したヒグマの年齢と性別

表2では、捕獲したヒグマの数と年齢の推移を示しています。捕獲したヒグマの数は、年々増加しています。また、年齢は、平成では4歳～7歳以上が多く見られましたが、令和になり、2歳・3歳の若グマの数が増加傾向にあります。

表3では、捕獲したヒグマの性別を示していますが、オスの割合が高くなっています。近年は、メスも増えてきています。

ヒグマの会^{注1)}で発行している「ヒグマ・ノート」^{注2)}によると、人里近くにいるヒグマは、親子連れや若いクマが多い傾向にあります。母子のクマにとっては、大きなオスグマは危険な相手です。大人のオスは用心深く人里近くには近づかないので、子グマを守る母グマは、オスグマよりも人間の方がこわくないと思うのか、住宅街近くの森に住みつきます。

母グマの元を離れた若いオスグマも、春から初夏に独り立ちの旅にでますが、ライバルがいない場所をもとめて歩き回るうちに、若いクマは、川沿いや防風林を伝って住宅街に迷い込んでしまいます。

このように若いオスや親子のクマが新しい住みか、安全な居場所を探して人里近くに来ていると考えられています。人間の方も、銃を持つ人が減り、ヒグマを春先に減らす制度が30年前になくなり、人里近くで育ち、人間への警戒心が薄いヒグマが増えているのが現状です。

注1) ヒグマの会

ヒグマとそれを取りまく自然環境や社会に関心を持つ市民や研究者、農業者、狩猟者ら、幅広い層によって構成され、ヒグマに関する社会的な知識と理解を深め、会員による諸活動を発展させるために、人的交流や情報交換、地域における問題提起や解決への努力を推進しています。

注2) ヒグマ・ノート

ヒグマの会発行による、ヒグマの生態や安全対策についてわかりやすく解説した小冊子。

(表2) 捕獲したヒグマの年齢

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
2歳	1	1		2	1	1	4	5	8
3歳	1	2	5	2	1	2	5	5	7
4歳	3		1		2	2		1	3
5歳	2			1				2	4
6歳	1			1	1	1		2	
7歳以上		1		1					
合計	8	4	6	7	5	6	9	15	22

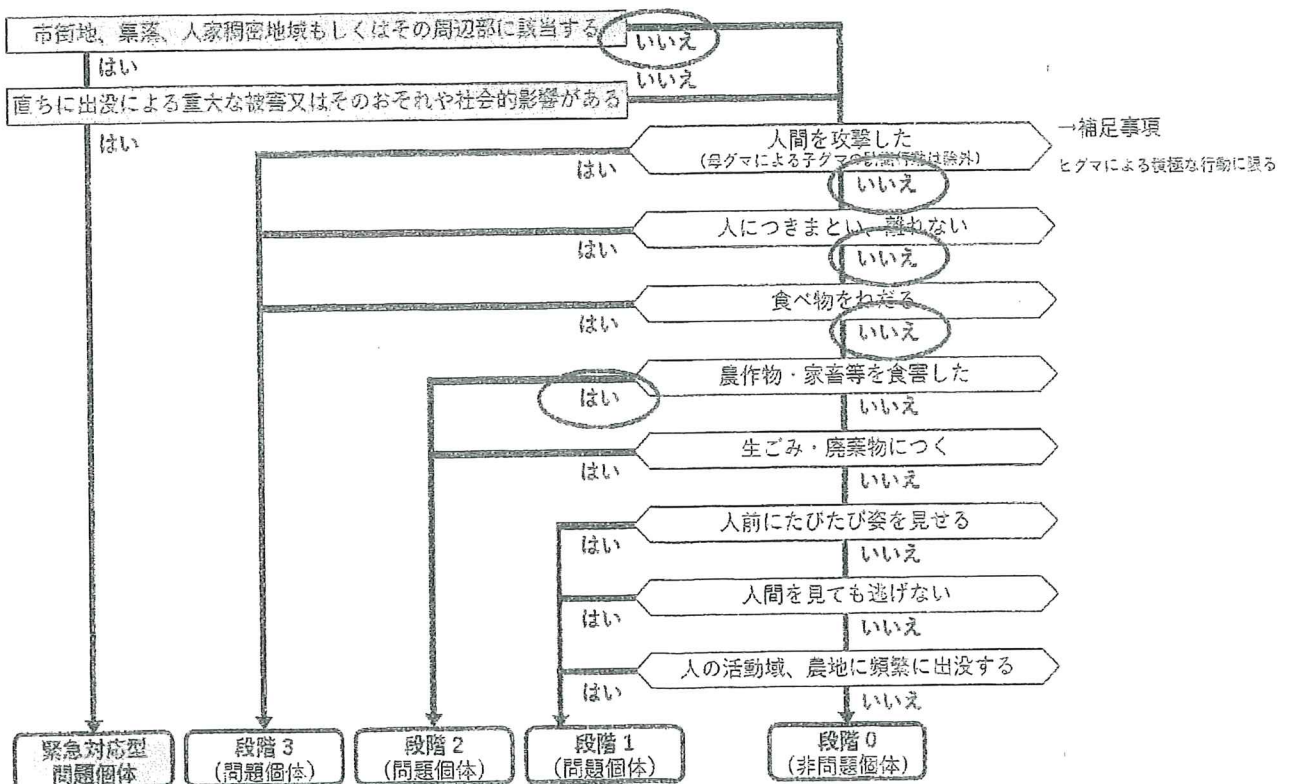
(表3) 捕獲したヒグマの性別

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
オス	7	4	5	6	3	3	7	13	16
メス	1		1	1	2	3	2	2	6
合計	8	4	6	7	5	6	9	15	22

② 捕獲個体の有害性の判断について

山中にいる全てのヒグマを捕獲するのではなく、ヒグマを捕獲する際は、「ヒグマ出没時の有害性判断フロー」に基づく有害性判断を実施し、図1のいずれかに該当する場合に捕獲しています。

(図1) ヒグマ出没時の有害性判断フロー



町内における捕獲は、段階1と段階2のどちらかに該当しています。

段階2は農作物の食害となっておりますが、鳥獣害による農作物の被害は増加傾向にあります。

(表4) 捕獲したヒグマの有害性判断

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
段階1		4	5	4	3	3	3	1	11
段階2			1	3	2	3	6	14	11
段階3									
段階4									
合計	0	4	6	7	5	6	9	15	22

③ ヒグマの捕獲方法

表5では、ヒグマの捕獲方法を示していますが、本町における捕獲は箱わな^{注3)}と銃(出グマ)^{注4)}によるものとなっています。

(表5) ヒグマの捕獲方法

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
銃(出グマ)	4	3	2	1	1	3	4		6
銃(穴グマ)									
箱ワナ	4	1	4	6	4	3	5	15	16
合計	8	4	6	7	5	6	9	15	22

注3) 箱わな

金属でできた空間に野生鳥獣を閉じ込めて捕獲するわな。

注4) 銃(出グマ)・銃(穴グマ)

銃による捕獲で、出グマは巣穴から出ている状態のクマ、穴グマは巣穴にいる状態のクマを指します。

④ ヒグマの捕獲場所

表6はヒグマの捕獲場所を示していますが、地図にメッシュ番号と箱わなの設置場所を記しています。

(表6) ヒグマの捕獲場所

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
ス454	1								
ス533	3		2	3	1	1	3		1
ス543									3
ス544	1	2	1	3		1	3	5	5
ス552		1							
ス553						1			
ス631				1				3	3
ス641							1		
ス642	2				1			3	2
ス651		1	3		3	3	2		6
ス653	1							1	
ス654								3	2
合計	8	4	6	7	5	6	9	15	22

北落合地区・・・ ス553、ス651、ス653、ス654

落合地区・・・ ス454、ス552

幾寅地区・・・ ス544、ス641、ス642

東鹿越地区・・・ ス543

金山地区・・・ ス533

下金山地区・・・ ス631

(図2) メッシュ番号と令和5年度の箱わな
設置場所(①~⑦)を記した地図



3 現状のヒグマ対策について

(1) 南富良野町鳥獣対策協議会と鳥獣被害対策実施隊について

① 南富良野町鳥獣対策協議会について

南富良野町鳥獣対策協議会は、国が策定した「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づき、南富良野町における鳥獣被害防止対策を計画的かつ効率的に進めるため、町内の関係機関・団体等による連携した取り組みが必要であることから設置しております。

(構成メンバー)

- ・南富良野町産業課
- ・JA 心らの南富良野支所
- ・北海道猟友会富良野支部南富良野部会
- ・南富フーズ株式会社
- ・各地区農地・水・環境保全会

② 南富良野町鳥獣被害対策実施隊

鳥獣被害対策実施隊は、野生動物による農林水産業被害等が深刻化していることから、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置法に関する法律第9条の規定に基づき設置されているもので、南富良野町が定める鳥獣被害防止計画^{注5)}に基づく被害防止施策を適切に実施するため、①対象鳥獣の有害駆除及び捕獲に関すること、②対象鳥獣の有害駆除及び捕獲体制の整備・推進に関すること、③対象鳥獣の被害防止等の技術向上及び普及指導に関すること、④その他、被害防止施策を適切に実施するため、町長が必要と認める事項、の4つを職務としています。

新たにハンター登録している方もいることから、実施隊の委嘱数は、26名から30名で推移しております。ハンターの多くが仕事をしながらの活動となるため、狩猟等にあてる時間は限られているのが現状です。ハンターの年齢層も高くなっていることから、新しいハンターの育成、町職員としてハンターを雇用する等、ハンターを確保することが今後の課題となります。

注5) 鳥獣被害防止計画

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律において、市町村は被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、基本方針に即して、単独で又は共同して、被害防止計画を定めることができる。

(表7) 鳥獣被害対策実施隊の推移

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
～29歳	1	1	2	2	1	1	1	0	0
30歳～39歳	3	3	4	1	2	2	3	5	5
40歳～49歳	5	5	5	6	5	6	5	3	3
50歳～59歳	1	1	1	2	2	4	4	5	6
60歳～69歳	13	13	13	10	9	7	7	7	5
70歳～	5	5	5	8	7	9	9	6	7
合計	28	28	30	29	26	29	29	26	26

(2) 各種制度について

① 熊等捕獲奨励金について

町内における熊等による農作物の被害並びに人畜の危害を防止し、公共の安全を保持するため、南富良野町熊等捕獲奨励に関する条例により、熊等捕獲奨励金を交付しています。

- ア 熊の体重50キログラム以上1頭につき 30,000円
- イ 熊の体重50キログラム未満1頭につき 12,000円
- ウ 鹿1頭につき 6,000円

また、JAふらのにおいても、熊等捕獲奨励金を交付しています。

- ア 熊1頭につき 20,000円
- イ 鹿1頭につき 4,000円

② 鳥獣被害防止総合対策事業に係る補助金について

農林水産省所管の鳥獣防止総合対策交付金を活用した補助事業で、地域における野生鳥獣による農林業被害を防止するため、捕獲の推進などの対策を実施し、被害の軽減を図る事業です。

- ア 熊1頭につき 8,000円
- イ 鹿1頭につき（食肉利用） 9,000円
- ウ 鹿1頭につき（焼却等） 7,000円

(表8) 1頭当たりの奨励金等の合計額

	南富良野町	JAふらの	国	合計
熊の体重50キログラム以上	30,000	20,000	8,000	58,000
熊の体重50キログラム未満	12,000	20,000	8,000	40,000
鹿（食肉利用）	6,000	4,000	9,000	19,000
鹿（焼却等）	6,000	4,000	7,000	17,000

③ 狩猟免許取得等奨励金について

有害鳥獣による農作物の被害防止を図るため、地域猟友会との協力のもと、市民が有害鳥獣の駆除を行うために狩猟免許等を新たに取得した場合に奨励金を交付します。

(表9) 狩猟免許取得等奨励金算出根拠

	初心者			第1種銃猟免許またはわな猟免許 既取得者		
	第1種銃猟免許のみ又は第1種銃猟免許+わな猟免許		わな猟免許 の取得のみ	わな猟免許取得後第1種銃猟免許を取得する場合		第1種銃猟免許取得後わな猟免許を取得する場合
	技能検定を受ける場合	射撃教習を受ける場合		技能検定を受ける場合	射撃教習を受ける場合	
狩猟免許申請手数料	5,200	5,200	5,200	3,900	3,900	3,900
猟銃等講習会受講手数料	6,900	6,900		6,900	6,900	
技能検定手数料	22,000			22,000		
射撃教習口認定申請手数料		8,900			8,900	
猟銃所持許可申請手数料	10,500	10,500		10,500	10,500	
合計	44,600	31,500	5,200	43,300	30,200	3,900
奨励金額	15,000	11,000	2,000	14,000	10,000	1,000

4 ヒグマ対策の具体的な方針

(1) 目的

- ① ヒグマによる人身事故を可能な限り減らす
- ② ヒグマによる農林業被害を最小限に抑える
- ③ ヒグマの人里出現を抑止する

(2) 南富良野町におけるヒグマ対策について

上記の目的達成のため、以下の取り組みを実施します。

- ① ゾーニング管理の実施
以下(3)に基づき実施します。
- ② ヒグマ対策窓口の明確化
南富良野町鳥獣対策協議会(事務局 産業課農業政策室農政係)とします。
- ③ ヒグマ出没時の迅速な対応
以下(4)(7)に基づき対応します。
- ④ ヒグマに関する研修、訓練等の実施
以下(5)に基づき実施します。
- ⑤ 備品・消耗品等の整備
以下(6)に基づき実施します。
- ⑥ ハンターの育成について
以下(8)に基づき実施します。

(3) ゾーニング管理について

環境省が定めた「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン」では、ゾーニング管理の必要性について明記されております。

ゾーニングとは、地域個体群の保全や分布域の連続性を担保しながら、農林水産業被害や人身事故の発生などの人間との軋轢を軽減させていくために、「クマ類を保護するゾーン」と「人間活動を優先するゾーン」、その間に「緩衝地帯とするゾーン」を設定し、ゾーンごとに適切な管理の方向性を示すことです。

本町においても、ゾーンの設定を行い、ゾーンごとに適切な管理の方向性を示すことにより、各ゾーンの管理目標を整理し、関係者間で各ゾーンにおける適切な対応や対策について共通認識を持つこととします。

① ゾーニング管理のメリット

ア 効果的な出没抑制対策・被害対策が可能となる

日常的にクマ類の出没情報を収集し、ゾーンごとに出没の発生状況や要因を分析することで、適切で有効な出没抑制対策や被害対策を選択・実施することができ、人身事故や農林業被害の軽減につながります。

イ 出没時の対応方針を明確化できる

ゾーンごとにクマ類の出没時の対応方針を明確化しておくことで、対応（追い払い、非捕殺、捕殺）を迅速に判断できます。

さらに、モニタリング等の科学的根拠に基づいて各ゾーンの対応方針を設定することにより、対処方法に対してあらかじめ地域住民や関係団体からの合意を得やすくなります。

ウ 効果的な生息環境管理が可能となる

各ゾーンの管理の目標が明確であるため、施策の方向性に沿った効果的な生息環境管理が可能となり、役割分担が示しやすくなります。

② ゾーンの設定

ゾーン	目的	概念	被害のリスク
コア生息地	クマ類の保護	健全な個体群の維持を担保するうえで重要な地域。低山帯であっても、個体群の保護に不可欠な地域であればコア生息地となる。鳥獣保護区が設定されている等、狩猟等を行わない区域にコア生息地を設定する。	登山者などとの突発的な遭遇
緩衝地帯	防除・排除地域への出没抑制	コア生息地と防除地域・排除地域の間地域であり、クマ類の生息地である。環境整備や狩猟等の人間活動により、物理的または心理的に人間とクマ類の空間的・時間的棲み分けを図る。	森林業者、登山者、山菜等の採取者などとの突発的な遭遇
防除地域	農林水産業被害防止	農林水産業など人間活動が盛んな地域。クマ類の人為的食物への依存や人慣れを回避する対策（被害防除・出没抑制対策）が必要である。広域的なゾーニングにおいては、緩衝地帯から排除地域へのクマ類の侵入を抑制する対策が必要となる。	農林水産業被害、突発的な出没や集落近隣に定住した個体による人身事故

排除地域	人身事故防止	市街地、集落内の住宅密集地など人間の居住地であり、人間の安全が最優先される地域。クマ類の人為的食物への依存や人慣れを回避する対策が必要である。	突発的な出没や近隣に定住した個体による人身事故
------	--------	---	-------------------------

(4) ヒグマ出没時の対応について

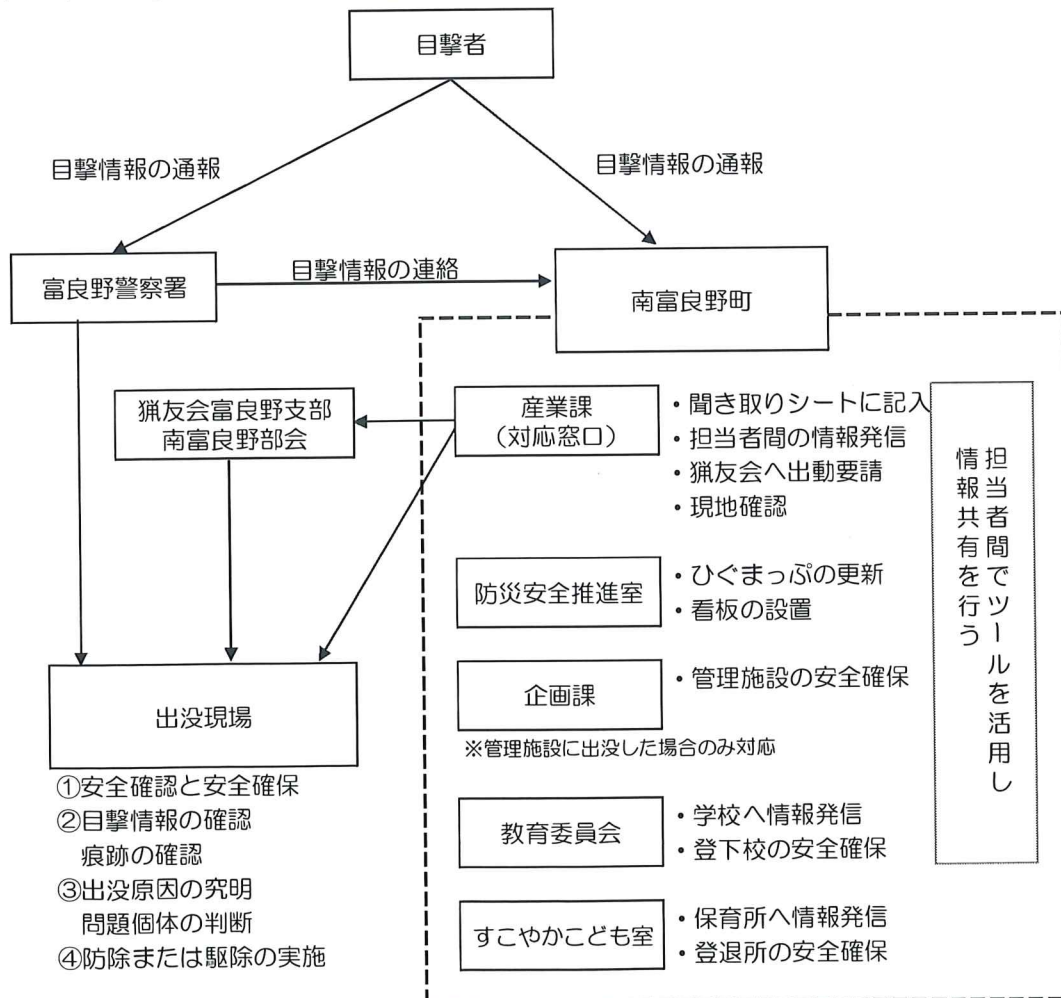
令和6年度より、ヒグマ対策の窓口は南富良野町鳥獣対策協議会（事務局：産業課）としますが、町に目撃情報が入った際は、すべての職員が聞き取りシートに目撃情報を記載できるよう、周知を図ります。

目撃情報を受けた職員は、事務局となる産業課農業政策室農政係へ情報をつなぐようにします。

町の関係部局の情報共有については、スマートフォンのツールを活用し、迅速に情報共有することとします。この情報をもとに、関係機関へ連絡・協力を依頼し、その後の対応を行うこととします。対応時の流れは、図4のフロー図のとおりです。

なお、令和5年度末には、住民に対しヒグマ対策の窓口と対応等に関する情報周知を行います。

(図4) ヒグマ出没時の対応フロー図



① 出沒現場における安全確認と安全確保

- 出沒現場の状況を把握します。
- 出沒現場付近の住民、活動している方たち等へ情報発信を行い、安全確保を行います。
- 出沒現場の確認時は、複数で行動すること、熊撃退スプレー等を携行し、自身の安全確保にも努めます。
- 担当者間でツールを活用し、情報を共有します。

② 目撃情報と痕跡の確認

- 目撃情報発信者から出沒現場の詳しい情報を確認します。
- 目撃情報発信者が現地にいない場合は、聞き取りシートや写真、動画等により出沒現場の情報を確認します。
- 出沒現場に足跡やフン等の痕跡を確認し、出沒個体の情報を把握します。
- 担当者間でツールを活用し、情報を共有します。

③ 出沒原因の究明と問題個体の判断

- 出沒現場における誘引物等の確認を行い、出沒原因の究明を行います。
- ヒグマ出沒時の有害性判断フローに基づき、問題個体の判断を行います。
- 担当者間でツールを活用し、情報を共有します。

④ 防除・駆除の実施

ア 防除の場合

- 追払い等の実施
 - 電気牧柵（スマートフェンス）等の設置
 - 下草刈りの実施
 - 巡回の実施
- 等状況に合わせた対応を実施します。

イ 駆除の場合

- 周囲の安全確保の実施
 - 駆除の実施
 - 誘引物等の除去の実施
- 等状況に合わせた対応を実施します。

- 担当者間でツールを活用し、情報を共有します。

(5) 訓練等の実施について

① 机上訓練の実施

クマ出没時を想定した机上訓練を通して、各機関の役割、対応内容及び手法等を確認し共有することで、クマ出没時にスムーズな対応を取ることができるよう、関係機関と連携して出没時を想定した訓練を行います。

② 実地訓練の実施

キャンプ場や農地等、ヒグマが出没しやすい場所において、出没した際の対応内容、安全確保等、関係機関と連携して出没時を想定した訓練を行います。

③ 下草刈りの実施

ヒグマは体をかくして歩ける林や茂みがあると、それを伝って山からやってきますので、通り道になりそうな林や川沿いの下草刈りを行い、ヒグマが近づきにくい環境を作ります。

(6) 備品・消耗品等の整備

① ヒグマ捕獲用箱わな

現在、ヒグマ捕獲用箱わなは7基所持し、町内各所に設置しております。令和5年度における設置箇所は、P6の地図に記載しております。

箱わなは、ヒグマの捕獲に大きな役割を果たしていますが、一方で、ヒグマが箱わなにかかると逃げるための行動により、箱わなが破損することが多く見られます。ヒグマ捕獲のために箱わなは有効であることから、破損時の修繕を適切に行い、箱わなの維持に努めていきます。

また、ヒグマの数が増えていることから、今後捕獲数を増加させるため、新規に箱わなを製作し、設置する必要があります。

(表 10) ヒグマ捕獲用箱わなの整備状況と計画

年度	H28年度	R5年度	R7年度	
数量	5	2	2	
保有数	5	7	9	

(表 11) ヒグマ捕獲用箱わなの修繕状況と計画

年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
数量	209,000	429,726	550,000	660,000

② ヒグマ捕獲用遠隔監視操作システム

ヒグマ捕獲用箱わなに遠隔監視操作システムを設置することで、わなの状況を遠隔で確認することができます。箱わなの巡回の効率化を図ることができることから、令和5年度に購入した箱わな2台分の遠隔監視操作システムを令和6年度に整備します。

(表 12) ヒグマ捕獲用箱わなに遠隔監視操作システムの整備状況と計画

年度	R3年度	R6年度	R7年度	
数量	5	2	2	
保有数	5	7	9	

③ 電気牧柵

農作物被害を防ぐためのいちばん確実な方法は、電気牧柵で畑を囲い、ヒグマを入れないこととされています。そこで、農作物を守るために設置する電気牧柵に対して、補助制度の整備を検討いたします。

かなやま湖畔キャンプ場については、キャンプ場、オートキャンプ場、保養センター及びログホテルラーチを含めた、キャンプ場エリアを電気牧柵で囲み、ヒグマとのゾーニング管理を行い、キャンプ場の安全・安心な運営を行います。

また、キャンプ場で電気牧柵の常設が難しいエリア、市街地や集落内の住宅密集地など人間の居住地であり、人間の安全が最優先される地域にクマが出没した際に、緊急的に安全確保を図るため、簡単に設置、移動ができる電気牧柵「スマートフェンス」を整備します。

(表 13) キャンプ場の電気牧柵の整備計画

年度	R6年度	R7年度	R8年度	
数量	900m分	1,000m分	1,000m分	
保有数	900m分	1,900m分	2,900m分	

(表 14) スマートフェンスの整備計画

年度	R6年度			
数量	500m分			
保有数	500m分			

④ クマ撃退用消耗品

クマ出没現場に向かう際に必要とする安全確保のための消耗品を整備します。

- ・クマ撃退スプレー
- ・クマ撃退スプレー専用ショルダー
- ・クマよけホイッスル
- ・クマよけ鈴

⑤ 鳥獣忌避装置

鳥獣の接近を防ぎたい箇所に設置し、音と据置型は+光、簡易型は+超音波で追い払う装置を整備しています。

(表 15) 動物忌避装置の整備状況と計画

年度	平成30年度	平成31年度	令和3年度	令和6年度
数量	2	1	9	2
保有数	2	3	9	11
備考	据置型	据置型	簡易型	簡易型

※据置型の数量・購入年度は要確認（鳥獣対策総合交付金を活用して購入）

(7) ヒグマ駆除特別対策事業

市街地へのヒグマ出没により住民の生命・財産に危険が及ぶと判断した場合は、委託契約を結んでいる北海道猟友会富良野支部南富良野部会に出動の要請及び駆除等の実施、南富フーズ(株)によるわなの設置・巡回・撤去等を実施いたします。

	内 容	単 価
令和5年度まで	ア わなの設置・巡回・撤去	2,000円（各1回につき）
	イ 出動（4時間以内）	10,000円（1人／1回あたり）
	ウ 出動（8時間以内）	20,000円（1人／1回あたり）
	※令和4年度より アを追加	
令和6年度から	ア わなの設置・巡回・撤去	2,000円（1時間あたり）
	イ 緊急出動	2,500円（1時間あたり）

(表 16) ヒグマ駆除特別対策事業の過年度実績（支払いは要請した期間のみ）

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要請件数	0	4	0	5
決算額	0	160,000	0	310,000

(8) ハンターの育成について

① 狩猟免許取得等奨励金について

有害鳥獣による農作物の被害防止を図るため、地域猟友会の協力のもと、町民が有害鳥獣の駆除を行うために狩猟免許等を新たに取得した場合に奨励金を交付していますが、ハンターの育成を促進させるため、現在の奨励金額から、免許取得に必要な手数料すべてを奨励金とするようにします。

(表 17) 狩猟免許取得等奨励金算出根拠 (再掲)

	初心者			第1種銃猟免許またはわな猟免許 既取得者		
	第1種銃猟免許のみ又は第1種銃猟免許+わな猟免許		わな猟免許 の取得のみ	わな猟免許取得後第1種銃猟免許を取得する場合		第1種銃猟免許取得後わな猟免許を取得する場合
	技能検定を受ける場合	射撃教習を受ける場合		技能検定を受ける場合	射撃教習を受ける場合	
狩猟免許申請手数料	5,200	5,200	5,200	3,900	3,900	3,900
猟銃等講習会受講手数料	6,900	6,900		6,900	6,900	
技能検定手数料	22,000			22,000		
射撃教習口認定申請手数料		8,900			8,900	
猟銃所持許可申請手数料	10,500	10,500		10,500	10,500	
合計	44,600	31,500	5,200	43,300	30,200	3,900
奨励金額	15,000	11,000	2,000	14,000	10,000	1,000
変更後奨励金額	44,600	31,500	5,200	43,300	30,200	3,900

② 地域おこし協力隊または会計年度任用職員の配置について

有害鳥獣の駆除を行う際、ハンターの多くが職を持ちながらの活動となっているため、緊急時の対応は、自らの職の時間を割いて行うこととなります。

鳥獣対策を先進的に行っている先進地においては、地域おこし協力隊または会計年度任用職員を配置し、専門的に活動しているところが多くなっています。

今後も増加することが予想される有害鳥獣に対する取り組みを実施するため、本町においても専門職員の配置を協議します。

